

## 子育て♪ ゆめるんセミナー

家族も地域もみんなで子育てを楽しもう。

- ◆対象 乳幼児を持つ家族、妊娠中・子育て中の親
  - ◆日時 3月7日(土) 12:30～16:30
  - ◆場所 緑市民センター ※託児所あり
  - ◆内容 ①タッチケア(対象=首すわり～ハイハイするまでの乳幼児10組。申込=健康課☎44-3004)  
②もぐもぐ栄養サロン(離乳食の作り方指導、参加費100円。12:30～15:30～、各15組、当日受付) ③育児相談(15:30～) ほか
- ☎少子対策課☎44-3040



【講演】13:30～15:30(開場13:00)  
「子育てハッピーアドバイス」  
講師：明橋大二先生(医師、大ベストセラー  
「子育てハッピーアドバイス」の著者)

## Doing! 親の縁結び事業

南あわじ市縁結び事業推進協議会では、忙しいご本人(お子様)に代わり、親同士が交流する場を設けます。お子様のプロフィールを手に、情報交換をしませんか。ふさわしい相手が見つからなくても、結婚気運を高めるきっかけになるでしょう。

- ◆対象 独身者の親で誠実に対応していただける人(独身男性)南あわじ市在住(独身女性)住所要件なし
- ◆日時 3月22日(日) 13:30～16:00
- ◆場所 ホテルニューアワジ「プラザ淡路島」(阿万)
- ◆費用 1,000円
- ◆申込締切 3月12日(木)
- ◆申込 少子対策課☎44-3040

60人募集

## きらら・ウインズ「見学会とバザー」

- ◆日時 3月7日(土) 11:30～14:30  
雨天決行
  - ◆場所 障害者福祉施設「きらら」「ウインズ」(神代浦壁)
  - ◆内容 和太鼓「美鼓音」、バザー(お菓子・パン)、喫茶・食事コーナー
- ☎きらら☎43-2155、ウインズ☎43-2811

## 市民農園、会員募集!

のどかな里で楽しく野菜作りしませんか

◆場所 薫陶の郷(倭文土井1541)

区画面積	区画数	年間利用料
30㎡	18区画	10,000円
100㎡	17区画	20,000円

☎南あわじ市農林振興課☎43-5025  
NPO 法人ふるさと応援隊☎46-0301

## みなさんのお役に立ちます

- 植木剪定 ○大工・左官仕事 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 施設管理 ○清掃 ○毛筆筆耕 ○家事手伝い(掃除・洗濯・食事支度) など

お気軽にお電話下さい

どんな仕事でもご相談下さい

## 社南あわじ市シルバー人材センター

〒656-0478 南あわじ市市福永358-1(三原庁舎内)  
TEL / 0799-42-5339 FAX / 0799-42-6044

広田事業所 TEL / 0799-45-0012  
福良事業所 TEL / 0799-52-0070  
西淡窓口 TEL / 0799-36-2083

広告

# 各種手当 申請のご案内

▽申請先 総合窓口センター等  
☎福祉課☎44-3002

## 児童手当

- ▽対象者 12歳到達後、最初の3月31日(小学6年の3月末)までの間の児童を養育している人  
※前年所得、1～5月分の手当は前々年所得が限度額(表)を超える場合は支給されません。公務員は勤務先へ申請してください。
- ▽手当額 3歳未満=月額10,000円  
3歳以上=(第1・2子)月額5,000円  
(第3子以降)月額10,000円
- ▽支給時期 2月、6月、10月(それぞれの前月分まで支給)  
支給例:6月には、2・3・4・5月の4か月分)

## 児童手当の特例給付

児童手当の所得制限に当てはまる被用者(厚生年金に加入しているサラリーマン)等の人は、所得が特例給付の限度額(表)に満たないときに支給されます。「対象者の年齢」と「手当額」は児童手当と同じです。  
(注)特例給付の受給者が会社を退職して厚生年金等の資格がなくなった場合、所得制限により手当が受けられなくなりますので、届出をする必要があります。

## ●所得制限の限度額

扶養数	児童手当	特例給付
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円

・扶養数が3人以上の場合は1人増えるごとに38万円を加算  
・所得には一定の控除があります(雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除など)

所得限度額(表)を上回るため支給停止となっている人へ

6月分からの手当受給の申請基準が「平成20年分の所得」となります。所得要件に該当すると思われる人は、5月に「認定請求書」を提出してください。

## 児童扶養手当

- ▽対象者 父と生計をともにできない児童の母や母にかわってその児童を養育している人  
※父がいても極めて重度の障害がある場合にも支給されます。
- ▽手当額(所得制限等あり) 児童1人=月額41,720円、2人=月額46,720円、3人=月額49,720円
- ▽支給月 4月、8月、12月

## 特別児童扶養手当

- ▽対象者 20歳未満の障害児を養育する父母や、父母に代わってその児童を養育している人
- ▽手当額(所得制限等あり) 重度障害=月額50,750円、中度障害=月額33,800円
- ▽支給月 4月、8月、11月

## 障害児福祉手当

- ▽対象者 重度の障害のため、常に介護が必要な在宅の20歳未満の人(障害の永続性が確認できる年齢概ね満3歳以上)
- ▽手当額(所得制限等あり) 月額14,380円
- ▽支給月 2月、5月、8月、11月

## 特別障害者手当

- ▽対象者 障害者手帳1・2級程度の障害が重複するなど、著しく重度の障害で、常に特別な介護が必要な在宅の20歳以上の人
- ▽手当額(所得制限等あり) 月額26,440円
- ▽支給月 2月、5月、8月、11月